

公的資金補償金免除線上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項 1 団体の概要

団体名	長門市	国調人口(H22.10.1現在)	38,317
構成団体名		職員数(H23.4.1現在)	460
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 (年度)		
計画期間:			

- 注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 2 「職員数」欄は、普通会計に属する全職員（地方公務員法第3条3項の特別職を除く。）について、平成23年4月1日現在で記入すること。ただし、教育長及び4月1日付け退職者は除くこと。
- 3 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率が財政再生基準又は早期健全化基準以上である（又は予定である）場合、該当するものをチェックするとともに、該当する決算年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画又は財政健全化計画の計画期間を併せて記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.376 (22年度)	経常収支比率 (%)	92.3 (21年度)
財政力指数(臨財償振替前)	(年度)	将来負担比率	135.0 (21年度)
実質公債費比率 (%)	16.1 (22年度)		

- 注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないように留意すること。
- 3 財政力指数（臨財償振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債償替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年3月22日] 新市の将来像を「豊饒の海と大地に、笑顔行き交う、未来（ゆめ）のまち」と定め、青海島や千畳敷、棚田景観などの美しい自然や、金子みすゞや香月泰男などの優れた文化と共生しながら、後世に大切に伝えとともに、農業や漁業、観光で最大限に活用するまちづくりを進め、「自然と人がやすらぐ安全なまち」「6次産業が栄えるまち」「生きがいと笑顔があふれるまち」「個性豊かに人が輝くまち」「みんなで創り、自分発信するまち」の5つを基本目標に、恵まれた自然を活用しながら、農業、水産業、商工観光業を連携させて6次産業を華ひらかせ、産業の活性化を図るとともに、高齢者・障害者・児童などすべての住民が笑顔あふれるように、生活環境や福祉の充実に努め、U・I・Jターン者が集まり、未来に多くの夢をつなぐ地域となることを目指す。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、当該市町村合併に伴い実施（予定）の行革の内容等の要旨を記入すること。また、要旨については、別紙としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	長門市財政健全化計画【更新】
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度 ⇒ 平成23年度～平成27年度
既存計画との関係	先の公的資金補償金線上償還に係る財政健全化計画を更新し、また、第2次長門市経営改革プラン(H22～25)と連携し整合性を図りながら行財政改革の更なる実行を図る。
公表の方法等	線上償還承認後、直近の議会で説明(全員協議会又は総務委員会)し、市ホームページ又は市広報にて公表予定
基本方針	平成22年3月に策定した「第2次長門市経営改革プラン(集中改革プラン)」を確実に実行していくことを基本に、毎年度ローリングし10月に策定する5年間の「長門市中期財政見通し」による予測される財源不足額に対する対応策として、毎年の予算編成方針、職員採用計画、事務事業評価による予算への反映の検討等を行い、財政健全化計画【更新】の具体的な取り組みとして、人件費や物件費等経常的経費の更なる削減、合併特例債や過疎債を活用した建設事業の取捨選択による投資的経費の抑制、市債発行・公債費の抑制、自主財源確保のための徴収率の確保や未利用財産の売却や貸付による収入の確保…少ない財源を可能な限り取り漏れがないように…を図る。特に、平成22年度から合併特例債を活用した新たな“長門市地域活性化基金”も創設しており、今後の公債費の状況に応じて、交付税措置のない起債や許可額・同意額ベースの交付税算入のある起債の線上償還を毎年度の決算見込みを検討しながら実施する方向で、市債残高と公債費のバランスを考慮した財政運営を心がけることとしたい。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	62,659.5			62,659.5
	補償金免除額	8,190.2			8,190.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0.0
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		(17,814.9)		(17,814.9)

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会 計 債	義務教育施設整備事業債(H3)	55,010			55,010
					0
					0
					0
小 計 (A)		55,010	0	0	55,010
出 一 般 債 等 計	水道事業会計出資債(H3)	7,650			7,650
					0
					0
					0
小 計 (B)		7,650	0	0	7,650
合 計 (A)+(B)		62,660	0	0	62,660

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会 計 債					
小 計 (A)					
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会 計 債					0
					0
					0
					0
小 計 (A)		0	0	0	0
出 一 般 債 等 計	水道事業会計出資債(H3)		17,815		17,815
					0
					0
					0
小 計 (B)		0	17,815	0	17,815
合 計 (A)+(B)		0	17,815	0	17,815

注1 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

2 公営企業債のうち、当該地方公共団体の一般会計が負担するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）については、「一般会計出資債等」欄に記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容																				
財 務 上 の 特 徴	<p>本市は平成17年3月に旧長門市、旧大津郡3町(三隅町、日置く町、油谷町)で合併し、合併時の平成17年国勢調査人口41,127人で平成22年国勢調査人口は38,317人で5年間で△2,810人、△6.8%の大幅な減となっており、これも本市の産業構造が農林水産業を中心とした典型的な過疎地域であり、高齢化率も平成17年の30.5%から平成22年の33.6%へと拍車がかかっている。市内に事業所も少なく、市税に占める法人住民税の割合は5.6%程度と極端に低く、高校卒業者及び大学、短大、専門学校等の新卒者の就業先がなく、高卒者の人口流出が顕著となっている。また、市税は約2割程度で、地方交付税が4割で自主財源が極端に乏しく、現在主力産業である1次産業を活性化し、1次、2次、3次が連携し合った6次産業の推進により観光産業の活性化を図ろうとしている。19年に作成した財政健全化の既存計画では、合併特例期間に実施する主要建設事業を取捨選択することにより起債残高の圧縮を行ってきたが、今後合併特例期間10年の後半に萩市と共同施行するごみ焼却施設建設や公営住宅建設や小学校改築等の大型施設の更新時期と重なっており今後も景気低迷が長引くことが予想され、市の財政運営は予断を許さない状態となっている。</p>																				
財 政 運 営 課 題	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">課 題</td> <td>① 定員管理の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定員適正化計画により、組織のスリム化を進め、住民サービスの体制整備を図る。 ・ 審議会等について、委員数の適正化や組織の統廃合を図る。 </td> </tr> <tr> <td>課 題</td> <td>② 歳出の見直し</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数の削減や給与等の適正化を行って人件費総額を抑制する。 ・ 各事務事業の評価を行い、更なるコストや物件費の削減を行う。 </td> </tr> <tr> <td>課 題</td> <td>③ 歳入の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主財源の確保に取り組み、市税等の徴収率の向上、使用料・負担金等の受益者負担の適正化を引き続き図る。 ・ 市有財産の有効活用を進めるとともに、貸付・売却を随時実施していく。 </td> </tr> <tr> <td>課 題</td> <td>④ 公共施設運営の見直し</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度や業務委託等のアウトソーシングを推進し民間活力の導入を行い、市民等との協働も含め負担とサービスのバランスを検討し、公助から共助、自助に向けた既存施設の利活用を検討する。 ・ 施設の老朽化による統廃合、更新を将来的なストックマネジメントを検討しながら公共施設運営の整理合理化を加速化する。 </td> </tr> <tr> <td>課 題</td> <td>⑤ 組織機構の見直し</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・ より効率的な組織機構への改革を進め、スリム化を図る。 ・ 施設管理のあり方を研究し、アウトソーシングの導入、外部委託の内容を見直し更なる経費節減を図る。 </td> </tr> </table>	課 題	① 定員管理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員適正化計画により、組織のスリム化を進め、住民サービスの体制整備を図る。 ・ 審議会等について、委員数の適正化や組織の統廃合を図る。 		課 題	② 歳出の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数の削減や給与等の適正化を行って人件費総額を抑制する。 ・ 各事務事業の評価を行い、更なるコストや物件費の削減を行う。 		課 題	③ 歳入の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主財源の確保に取り組み、市税等の徴収率の向上、使用料・負担金等の受益者負担の適正化を引き続き図る。 ・ 市有財産の有効活用を進めるとともに、貸付・売却を随時実施していく。 		課 題	④ 公共施設運営の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度や業務委託等のアウトソーシングを推進し民間活力の導入を行い、市民等との協働も含め負担とサービスのバランスを検討し、公助から共助、自助に向けた既存施設の利活用を検討する。 ・ 施設の老朽化による統廃合、更新を将来的なストックマネジメントを検討しながら公共施設運営の整理合理化を加速化する。 		課 題	⑤ 組織機構の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ より効率的な組織機構への改革を進め、スリム化を図る。 ・ 施設管理のあり方を研究し、アウトソーシングの導入、外部委託の内容を見直し更なる経費節減を図る。 	
課 題	① 定員管理の適正化																				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員適正化計画により、組織のスリム化を進め、住民サービスの体制整備を図る。 ・ 審議会等について、委員数の適正化や組織の統廃合を図る。 																					
課 題	② 歳出の見直し																				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数の削減や給与等の適正化を行って人件費総額を抑制する。 ・ 各事務事業の評価を行い、更なるコストや物件費の削減を行う。 																					
課 題	③ 歳入の確保																				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主財源の確保に取り組み、市税等の徴収率の向上、使用料・負担金等の受益者負担の適正化を引き続き図る。 ・ 市有財産の有効活用を進めるとともに、貸付・売却を随時実施していく。 																					
課 題	④ 公共施設運営の見直し																				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度や業務委託等のアウトソーシングを推進し民間活力の導入を行い、市民等との協働も含め負担とサービスのバランスを検討し、公助から共助、自助に向けた既存施設の利活用を検討する。 ・ 施設の老朽化による統廃合、更新を将来的なストックマネジメントを検討しながら公共施設運営の整理合理化を加速化する。 																					
課 題	⑤ 組織機構の見直し																				
<ul style="list-style-type: none"> ・ より効率的な組織機構への改革を進め、スリム化を図る。 ・ 施設管理のあり方を研究し、アウトソーシングの導入、外部委託の内容を見直し更なる経費節減を図る。 																					
留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併特例期間10年のうち今後平成26年度までの後半に大型建設事業を控えているため、過去の交付税措置のない起債(退職手当債や県きらめき資金等)や許可額又は同意額ベースの交付税算入のある起債の繰上償還を常に念頭に置き、今後の公債費の増加を監視し、各年度末の決算見込み額から一定額の繰越額を確保できると判断した場合、繰上償還を実行するなど今後の実質公債費比率の動向に対応する。 																				

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
地方税	3,962	4,925	4,735	4,514	3,976	3,781	3,700	3,700	3,700	3,700
地方譲与税等	1,118	255	246	230	673	692	733	733	733	733
地方特例交付金	87	23	40	59	72	59	50	50	50	50
地方交付税	8,293	8,047	8,216	8,473	8,996	8,600	8,500	8,500	8,500	8,500
小計(一般財源計)	13,459	13,250	13,237	13,276	13,717	13,132	12,983	12,983	12,983	12,983
分担金・負担金	73	81	64	70	68	69	182	174	168	160
使用料・手数料	654	718	730	735	730	739	700	710	710	720
国庫支出金	1,425	1,128	1,595	2,125	2,697	1,855	1,534	1,671	1,556	1,500
うち普通建設事業に係るもの	380	243	53	80	731	560	200	312	172	150
都道府県支出金	1,860	1,949	1,723	1,534	1,460	1,412	1,744	1,419	1,134	1,100
うち普通建設事業に係るもの	742	838	542	278	301	290	647	283	36	50
財産収入	46	38	52	50	86	29	26	26	26	26
寄附金	5	3	4	9	16		15	15	15	15
繰入金	37		452			113		200		500
繰越金	649	349	373	514	462	498	300	300	300	300
諸収入	669	646	649	581	577	561	566	566	544	544
うち特別会計からの貸付金返済額										
うち公社・三社からの貸付金返済額										
地方債	3,742	2,469	1,411	1,805	3,130	3,841	3,760	3,400	3,500	2,300
特別区財政調整交付金										
歳 入 合 計	22,619	20,631	20,290	20,699	22,943	22,249	21,810	21,464	20,936	20,148
人件費 a	5,330	4,960	4,892	4,413	4,214	3,972	4,055	4,271	4,135	4,100
うち職員給	3,378	3,185	3,023	2,786	2,599	2,612	2,614	2,581	2,506	2,490
物件費 b	2,491	2,376	2,369	2,339	2,402	2,787	2,432	2,441	2,459	2,430
維持補修費 c	181	149	145	152	177	192	170	170	170	180
a + b + c = d	8,002	7,485	7,406	6,904	6,793	6,951	6,657	6,882	6,764	6,710
扶助費	2,113	2,124	2,172	2,257	2,644	2,803	2,714	2,769	2,824	2,800
補助費等	1,468	1,426	1,870	1,378	1,364	1,549	1,367	1,393	1,359	1,350
うち公営企業(法適)に対するもの										
普通建設事業費	4,500	3,173	1,999	2,754	3,543	2,838	3,500	3,900	2,400	2,300
うち補助事業費	1,751	1,784	823	491	1,722	997	981	1,090	682	600
うち単独事業費	2,749	1,389	1,176	2,076	1,820	1,841	2,519	2,810	1,718	1,700
災害復旧事業費	83	42	38	267	215	3	1	1	1	1
失業対策事業費										
公債費	3,372	3,329	3,514	3,631	4,143	3,686	3,426	3,523	3,897	4,063
うち元金償還分	2,825	2,790	2,988	3,157	3,699	3,087	2,920	3,062	3,420	3,575
積立金	157	89	6	343	908	800	800			
貸付金	122	122	120	130	110	100	125	125	125	125
うち特別会計への貸付金										
うち公社、三社への貸付金										
繰出金	2,442	2,455	2,633	2,572	2,718	2,698	2,670	2,670	2,650	2,650
うち公営企業(法非適)に対するもの	1,090	1,276	1,128	1,056	1,010	1,020	1,010	1,010	1,010	1,010
その他	11	13	18	0	7	29				
歳 出 合 計	22,270	20,258	19,776	20,236	22,445	21,457	21,260	21,263	20,020	19,999

【財政指標等】

(単位：百万円、人)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
形式収支	349	373	514	462	498	792	550	201	916	149
実質収支	306	341	427	333	448	743	500	150	866	100
標準財政規模	12,258	12,075	12,785	13,062	13,643	13,535	13,535	13,535	13,535	13,535
財政力指数	0.376	0.393	0.399	0.393	0.376	0.388	0.380	0.378	0.375	0.370
実質赤字比率 (%)	2.5	2.8	3.3	2.6	3.3	5.5	3.7	1.1	6.4	0.7
經常収支比率 (%)	92.1	92.2	97.5	92.3	89.8	92.0	92.5	93.0	94.5	95.0
実質公債費比率 (%)	14.7	14.5	15.4	16.1	16.4	16.1	15.6	15.0	14.5	15.2
地方債現在高	30,668	30,346	28,769	27,417	26,848	27,602	28,442	28,780	28,860	27,585
積立金現在高	1,986	2,075	1,676	2,019	2,926	3,726	4,440	4,240	4,240	3,740
財政調整基金	739	826	728	1,069	1,169	1,169	1,169	969	969	869
減債基金	83	83	84	84	84	84	0	0	0	0
その他特定目的基金	1,164	1,166	864	866	1,673	2,473	3,271	3,271	3,271	2,871
職員数	551	525	506	488	473	460	452	444	437	432

注 実質公債費比率は、平成21年度(平成18年度から平成20年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成20年度欄に、平成22年度(平成19年度から平成21年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成21年度欄に、それぞれ記入すること。

IV 行政改革に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容		<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長門市行政改革大綱を踏まえた「第2次長門市経営改革プラン(集中改革プラン)」の重点課題と改革項目に準ずる。 ①定員管理の適正化、②歳出の見直し、③歳入の確保、④公共施設運営の見直し、⑤組織機構の見直し
2 経常経費の見直し		
○ 定員管理	①、②	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次長門市経営改革プランでは、4年間で77人減、合併前年のH16年度と比較して平成22年4月1日現在107人の減となっており、当初の計画である平成17年度からの10年間で総職員数を100人(16.2%)の削減目標を3年前倒しし、平成22年度から4年間で更に36人(6.8%)の削減を図ることとしている。 平成22年4月1日現在職員数 533人 平成26年4月1日現在計画目標 497人 ・技能労務職員については、新規採用を凍結し、給食センターの調理員や下水処理場の運転管理業務、ごみ処理施設運営業務等に積極的にアウトソーシングを導入し、職員数の削減と地元民間業者を活用した雇用の確保を今後とも検討していく。
○ 給与のあり方	①、②	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、本市の給与制度は住居手当と住宅手当を除いてほぼ国の支給要件と同様となっている。住居手当については、基礎控除額が国の月額12,000円に対し、本市は8,000円となっているが、持家については一律3,000円を見直し、平成22年4月から新築から5年間は2,000円とし大幅な見直しを行った。住宅手当の基礎控除額については今後組合と交渉を行い、国の要件と同額とする方向で調整中である。また、特殊勤務手当のうち緊急呼出手当については、時間外勤務手当との重複性を是正し、平成23年4月から廃止を行った。さらに、旅費のうち費用弁償に係る費用についてはキロメートル当たり37円を30円に減額を平成22年4月から実施した。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	②	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、給与構造改革等給与適正化に取り組み中であり、6・7等級で55歳超の月例給1.5%カットを平成22年12月から実施しており、年間620万円の削減効果となる見込みである。 ・地域手当については本市にはない。
◇ 技能労務職員の給与のあり方	①、②	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は平成20年4月から技能労務職員の給料表を行政職給与表(二)の導入を行った。現在、清掃職員の一部に行政職給与表(一)に準拠している者がいるが、組合と継続協議中である。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・退職手当については、定年退職及び勸奨退職に係る支給率、加算措置等、国と同じ制度となっており、退職時特別昇給制度も平成17年3月31日に廃止している。
◇ 福利厚生事業のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・本市には、互助会制度はないが、福利厚生事業の一環として事業の一部を職員組合に委託しているが、その内容については、各種スポーツ大会の参加費助成や各課対抗親睦スポーツ大会の開催委託のみである。また、職員健康保険組合への負担金については、法定割合(1/2)のみの負担としている。
○ 物件費、維持補修費等の見直し	②	<ul style="list-style-type: none"> ・物件費の歳出削減の一つとして、平成19年度から本庁及び各支所、その他出先機関等の庁舎清掃業務や各種公園施設及び草刈業務等職員でできるものは職員で行うことをスローヘガンに個々の削減努力を行っている。また、本市独自のCATVは公設公営で運営してきたが、平成23年4月から番組制作を民間に委託し、人件費の大幅な削減と職員の配置換えを行った。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	④、⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・県の山口県民芸術文化ホールながと「通称 ルネッサながと」と市のながと総合体育館の指定管理を見直し、平成23年度からの5年間の期間、一部事業内容の見直しを行い大幅な削減を行った。また、平成22年9月から供用開始した学校給食センターについては、自校方式とセンターの共用で実施してきたが各小・中学校の給食調理を一元化し、残りの2センターも平成30年度と統合することにより、1センター化したメリットとして正職員の調理師の採用を凍結し、今後完全民間委託も視野に入れたさらなる経費削減を図る。 ・本市に特有の公設公営の温泉施設を老朽化による施設の更新の検討を行い、今後民営化も含めた、行政としてのスリム化を検討する。 ・その他各種公共施設の業務内容を検証し、民間活用が可能な業務については、アウトソーシング指針に基づいて、積極的に民間活力の導入を図る。
○ その他		<ul style="list-style-type: none"> ・今後合併特例期間経過後に予想される交付税の大幅な減額に対応し、公共工事のさらなるコスト削減に取り組むとともに、公共工事の地元優先による税・所得の再配分による地元の循環を図る。また、個人や団体に対する補助金については、受益者負担の原則を徹底し、団体運営補助金を中心に団体とのヒアリングを行い、抜本的な見直しを図る。 ・各下水道使用料(公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業)の料金改定を平成23年10月使用分から行い、3年後は更なる引上げを行うこととしており、各下水道特別会計への一般会計からの繰出金の削減を実施する。

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	③	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から県職員による併任徴収制度を活用し、差し押さえ物件について積極的に競売を実施してきたが、今後インターネット公売や私法上の債権については簡易裁判所からの支払督促制度を活用し、さらなる市債権の確保及び回収を図る。また、公会計改革一環として市有財産の台帳整備、データ管理を行い、未利用資産のうち売却可能資産については積極的に売却を実施する。また、行政財産の貸付制度を活用し、自動販売機の複数年にわたる貸付など施設の利用を保管する内容の新たな収入の確保について検討する。
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進		<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に土地開発公社の解散を実施したが、今後は合併前に実行した第三セクターへの出資について事業目的の遂行を検証し、債権の回収を検討する。 温泉事業特別会計の今後の方向性を検討し、公衆浴場の経営及び各旅館への源泉配湯事業の行政としての事業の見直しについて民間と協議を行う。
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開		<ul style="list-style-type: none"> 各種行政改革に関連するプランや計画等、市広報紙やホームページに随時掲載し公開することとしている。
◇ 給与及び定員管理の状況の公表		<ul style="list-style-type: none"> 定員・給与等、人事行政の運営等の状況を、市広報紙や市ホームページを活用して公表することとしている。
◇ 財政情報の開示		<ul style="list-style-type: none"> 本庁の情報公開コーナーにおいて各種計画、予算・決算等の行政情報を随時公開しており、財政情報としては、予算概要、決算カード、財政状況等一覧表、財政分析表（財政比較分析表・歳出比較分析表）及び企業会計の手法の総務省方式改定モデルによる財務諸表4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算表）及び各特別会計、企業会計、第三セクター等を統合した連結財務諸表4表、中期財政見通し、財政健全化判断比率等の市広報紙掲載、市ホームページにて公開している。
○ 行政評価の導入		<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から事務事業評価及び施策評価について、行政評価制度を導入している。評価は総合計画の具体施策にごとに事務事業を分類し、各事務事業を評価するとともに、事務事業をまとめた各具体施策についても評価を行っている。これらの作業を通じてPDCAサイクルによる事務事業のマネジメントをするとともに、翌年度予算査定資料にしている。
6 その他		<ul style="list-style-type: none"> 議員数の削減について、本市は議会が積極的に議会改革の取り組みの中で、議員数の削減を早くから検討されたため、平成21年4月の改選から法定定数26人以下の30人を20人に削減し現在に至る。また、議会の各常任委員会の行政視察経費を平成22年度から15万円を10万円に削減し、議会運営委員会の行政視察は隔年実施とした。

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前5年間に取組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講じている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	・第2次長門市経営改革プランに基づいて、平成22年4月1日現在533人(普通会計473人)の総職員数を平成22～25年度の4年間で36人削減する。 ・指定管理の見直し及びCATVの運営のうち番組制作の民間委託の導入
2 公債費負担の健全化(地方債発行の抑制等)	・合併特別期間10年のうち今後平成26年度までの後半に大型建設事業を控えているため、過去の交付税措置のない起債(退職手当債や県きらめき資金等)や許可額又は同意額ベースの交付税算入のある起債の繰上償還を常に念頭に置き、今後の公債費の増加を監視し、各年度末の決算見込み額から一定額の繰越額を確保できると判断した場合、繰上償還を実行するなど年度間の公債費負担のバランスを調整しながら、今後の実質公債費比率の動向に対応する。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	・下水道会計の使用料改定を平成23年10月使用分から実施し、合併後の料金見直しの第一段階として1市3町の低い水準を引上げ、3年後に第2段階としてさらなる全体的見直しを図り、受益者負担の適正化を図る。 ・また、水道事業会計に対する簡易水道分の元利償還金の補助の基準外繰出しについては見直しを行う。
4 その他	・普通財産の売却、市税の徴収率の向上(H20年度実績市税合計87.2%→H25目標91.0%)、行政管理経費(物件費等)の削減 ・新たな財源の確保→ふるさと寄附、広告収入、自動販売機設置の行政財産目的外利用又は複数年度の貸付制度の実施 ・全庁的な省エネの徹底、消耗品等購入の一元化、公共施設運営の整理合理化(小・中学校、新給食センター、保育園・幼稚園の統廃合) ・アウトソーシングの推進(公設公営のCATVの一部の番組制作業務委託、ルネッサながとの指定管理料の見直し→【積算根拠】H22実績115,176千円⇒H23予算80,352千円=差引34,824千円(指定管理期間5年H23～27)、他の公共施設への指定管理制度導入)

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

(単位:百万円)

区分	課題	項目	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画前年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画初年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画第2年度)	平成25年度 (延長計画第3年度)	平成26年度 (延長計画第4年度)	平成27年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計	
	実 費 比 率	当初計画の目標値		15.0	15.3	16.2	15.8	15.4							
		(実績値)	14.7	14.5	15.4	16.1	16.4								
		延長計画の目標値							15.4		15.6	15.0	14.5	15.2	
		当初計画の目標値		30,237	29,428	29,486	29,309	28,963							
		(実績値)	30,668	30,346	28,769	27,417	26,848								
		延長計画の目標値							28,963		28,442	28,780	28,860	27,585	
策 に 係 る 改 善 効 果 額	1	人件費(退職手当を除く)	4,423	4,303	4,207	4,166	4,114	4,044							
		改善効果額		120	216	257	309	379	1,281						
		4	行政管理経費(物件費等)	2,491	2,470	2,450	2,400	2,400	2,400						
		改善効果額		21	41	91	91	91	335						
策 に 係 る 改 善 効 果 額	4	普通財産の売却	0	13	5	3									
		改善効果額		13	5	3	0	0	21						
		改善効果額													
当初計画改善効果額 合計									1,637						
<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									28						

延 長 計 画 に 係 る 改 善 効 果 額	4	アウトソーシングの推進						34		34	34	34	34		
		改善効果額						34		34	34	34	34	170	
		改善効果額													0
		改善効果額													0

注1 歳出削減のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

4 「Cのうち公営企業加算分 D」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。))。

延長期間が2年の場合に加算する改善効果額	B	170
A + B	C	170
Cのうち公営企業会計加算分	D	10
(Dの内訳)水道事業会計への加算額		10
〇〇会計への加算額		
C - D		160
<参考>補償金免除額(旧資金運用部資金)		8